

(9) [令和2年 第4回定例会]-[06月26日]

◆50番（織田勝久） 私は、事前に通告した内容のとおり、順番は一番最初のを一番最後に持っていくきます。

それでは、視覚障害者施策の課題について伺いたいと思います。平成30年第2回定例会の一般質問で、視覚障害者施策の課題として、視覚障害者向けのデイサービスの充実のテーマを取り上げました。あるデイサービスを視察いたしましたところ、職員に同行援護従業者養成研修を受講させ、利用者の外歩行訓練を重要なサービス内容として提供しておりました。通常のデイサービスでは、視覚障害者の皆さんは、レクリエーションなどで障害特性に配慮されることがあまりないので、疎外感を抱きがちのことでありました。障害特性から利用者1人に対して職員が1人ついてサポートする体制となっております。そのために手厚い人員配置となっておりますが、事業者としての法人の持ち出しも多くなっているわけであります。例えば、認知症の利用者には加算がありますけれども、視覚障害者には加算の仕組みがないことから、障害特性に応じた合理的な配慮の一環として、何らかの助成の仕組みを検討できないのか提案いたしましたところ、介護保険法の改正により、障害者総合支援法に基づく共生型サービスが導入されているので、国の動向を注視してまいりたいとの答弁でありました。一昨年のこの質疑の後、市の施策関連の担当3課長が、当該サービスの視察を行ったとも伺っております。質疑後の国の動向について、共生型サービスを利用することで、視覚障害者の障害特性がどのようにカバーできる仕組みとなったのか伺います。市の施策として、高齢視覚障害者への合理的配慮の仕組みは検討できないのか、視察で得た知見と併せて伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（宮脇護） 福祉サービス事業所における高齢障害者対応についての御質問でございますが、初めに、共生型サービスは、一定の要件を満たす事業所が介護保険及び障害福祉サービス双方を提供できる仕組みでございまして、障害者の方にとって、65歳到達以降においても、使い慣れた同じ事業所で継続したサービスを受けられる制度でございます。このサービスは全国的に事業参入が進まない状況であり、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、次期改定に向け、共生型サービスの実施状況や地域共生社会実現のための在り方等が主な課題の一つとされておりますので、今後も国の議論を注視してまいります。次に、視察を行った介護保険サービス事業所では、利用者全員が視覚障害者のため、外出の歩行訓練、屋内の誘導など、障害に配慮した専門性の高いサービスを提供しているとの意見がございました。こうしたことから、現在川崎市高齢社会福祉総合センターにおいて、様々な障害特性について、福祉職員向け現任研修を実施しておりますが、令和3年4月開所予定の総合研修センターにおいても、例えば視覚障害などのコミュニケーション障害について、市内唯一の専門機関である川崎市視覚障害者情報文化センターの意見を伺いながら、介護現場に対し実践的な研修を行うことなどを検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 事業者の参入が少ないということもございますので、これからまた、間もなく議論がされるということでもあります。国の動向もしっかり見ておきたいと思いますが、今答弁いただきました来年4月の開所予定の総合研修センターにおいて、共生型サービスの本格導入に向けてのしっかりとした土台づ

くりをまずは期待しておきたいと思います。最後に、市長と健康福祉局長に、これは要望を申し上げておきたいと思うのでありますが、高齢者のデイサービスが障害者の受入れをしやすくなるような、障害者の受入れに係る加算ができるような仕組みを国へぜひ働きかけていただくようお願いをしておきたいと思います。

次に参ります。都市計画道路の整備について伺いたいと思います。横浜生田線水沢工区の進捗状況について伺いたいと思うんですが、ディスプレイをお願いします。ちょっと小さくて恐縮なんですが、これは横浜版の道路整備プログラムであります青葉区の都市計画道路の優先整備路線であります。これによりますと、都市計画道路横浜生田線に横浜サイドからつながる都市計画道路元石川線と申しますけれども、その元石川線が水沢工区の横浜サイドを含めて全線が供用されているような地図上の表記になっているわけでありまして、ここです。市境、北側が菅生緑地であります。丸で印をさせていただいておりますが、都市計画道路元石川線供用の開始の公示はいつ行われているのか、また、これは元石川線が全線供用開始したとの理解でよいのか確認をしておきます。次に、水沢工区整備の進捗状況と横浜サイドとの連携の実態について伺います。供用開始後の効果の発現について本市が資料を作成したと仄聞します。この資料がどのように利用されたのか伺います。現状の課題についても併せて伺っておきます。

○議長（山崎直史） 建設緑政局長。

◎建設緑政局長（磯田博和） 都市計画道路横浜生田線水沢工区についての御質問でございますが、本路線につきましては、北部市場から横浜市境までの延長約100メートルの区間を計画幅員16メートルで整備するものでございまして、市境で横浜市側の都市計画道路元石川線と接続する計画となっております。元石川線につきましては、昭和45年1月5日に供用開始の告示がされておりますが、市境

部分に高低差があるため、横浜市側はのり面としているものでございます。両路線をつなぎ、一般交通の用に供するためには、両市域において整備が必要なことから、現在道路開通に向けて、横浜市と協議調整を行っているところでございます。両市の連携につきましては、平成29年度に交通量の推計や整備効果の検証を横浜市と連携して行い、その結果を用いて、平成31年4月に横浜市が関係住民に対して説明を実施したところでございます。本路線の工事着手に向けては、周辺住民の理解が必要であると考えておりますが、現時点では、理解を得るための十分な情報提供と丁寧な説明の場を設けることができていない状況でございます。今後も引き続き、都市計画道路の重要性を踏まえて、両市が共通の認識の下、事業に取り組むことが必要なため、より一層の連携を図り進めてまいります。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 今の答弁で改めて、横浜サイドの元石川線は、川崎市境まで昭和45年1月5日に供用開始の告示がなされていた、そういうことが明らかになりました。この経緯でいくと、川崎市は、既に供用を開始した、つまり、道路の整備は既に事業として終了したこととしたいという思惑を持つ横浜市側と交渉しなくてはならないと、これは邪推せざるを得ないわけです。この現状をぜひ局長も、また今お聞きいただいております市長にも、再度十分に御認識をいただいて、事業進捗に向けて横浜市と交渉をしていただきたいと思います。本市の道路整備プログラムでも、過去の議会の答弁でも、平成33年度——令和3年度の供用開始等の時期が既に明らかにされてきた経緯も重く受け止めていただきたいと思います。強く要望をいたしておきます。これからも推移を見てまいります。

次に、鷺沼駅周辺再編整備事業に伴う道路の整備について伺います。鷺沼駅周辺再編整備事業

の環境評価の準備書が間もなく提出される段階となりました。過去の議会での質疑の経緯と、現行の道路整備プログラムの策定の経過を前提にして、今後の事業進捗に向けての基本的な考え方を確認しておきます。

○議長（山崎直史） 建設緑政局長。

◎建設緑政局長（磯田博和） 鷺沼駅周辺再編整備事業に伴う道路整備についての御質問でございますが、鷺沼駅周辺再編整備では、宮前区の核となる地域生活拠点の形成が進められており、区内から鷺沼駅へのアクセス性向上につきましては、地域生活拠点の形成効果を宮前区全体に波及させていくという観点から大変重要な取組と考えております。今後公表される環境影響評価準備書における再開発事業に伴う将来交通量の予測、交通処理計画などの内容等を踏まえ、鷺沼駅へのアクセス性向上に資する効果的な整備手法について、関係局と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 環境アセス準備書での評価と併せて、宮前区の地域生活拠点としての鷺沼駅への交通アクセスの向上、市民サービスの大幅な向上等の視点からの評価もぜひお願いをしておきたいと思えます。推移をまた見てまいります。

次に参ります。今回はあえて、障害児教育についてというタイトルで質問させていただきたいと思えます。

先日、本市で就学訴訟を行って、そして医療的ケアが必要な肢体障害を持つ児童が、昨年度末にお隣、世田谷区に転居したところ、直ちに区立小学校の通常学級への就学が認められたとの報道がありました。障害児――支援が必要な子どもであります――の就学について、本市と世田谷区と比較して手続の上で何か違いがあるのか、さらに特徴的な違いがあれば、教育長に伺います。

○議長（山崎直史） 教育長。

◎教育長（小田嶋満） 支援が必要な子どもの就学についての御質問でございますが、就学相談の手続につきましては、相談を実施する自治体によって、相談を開始する時期や申込方法等に多少の違いがございますが、就学先決定の仕組みにつきましては、学校教育法施行令第5条第1項の規定により、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備の状況、その他の事情を勘案し、総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定するものとされていることから、各自治体とも、法令に基づき手続を行っているものと認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 後ほど明らかにいたしますけれども、保護者の意見を最大限尊重するとする、その熱意と範囲が自治体間で異なるのではないかと強く感じております。当該児童の就学先について、保護者と本市教育委員会との合意形成ができず、県の教育委員会から異例とも言える就学に係る助言

についてという通知が平成30年3月19日付で発出をされました。ディスプレイ、お願いします。これが県の教育委員会から川崎市に発出された文書でありますけれども、助言の事由については、対象児童の保護者は、対象児童の川崎市立小学校特別支援学級への就学を希望しているが、川崎市教育委員会では、本児の就学について県立特別支援学校肢体不自由教育部門適と判断しました、この判断の可否について、専門委員会――これは県の教育委員会での支援学校等の進路先を決めるところであります――では、合意形成に至る以前の十分な情報提供や、本人、保護者の意見を最大限尊重するなど、総合的な観点から判断するための手続について不足があったと考え、以下の助言に基づいて、教育的ニーズと必要な支援について合意形成してくださいと、それは赤線で引いているところですが、そのように言われているわけでありまして。そして、その4つの助言について、そこだけ拡大いたしましたけれども、川崎市教育委員会は本児の就学に係る情報について、保護者が確実に理解できるよう説明してください、というのが1つ目。それから、保護者に対し、就学を希望する小学校での教育相談を実施し、小学校校長が実情の説明を保護者に行ってください。そして3つ目が、これは私は非常に大事だと思っておりますが、保護者から主治医等の意見書の提出を求めてください、医師の意見書を求めてください、そういうことを言っております。そして最後に、これらを踏まえ、県教育委員会を介し話合いの場を設けてくださいというふうになっているわけでありまして。この4つの項目について助言がなされておりますけれども、この対応について伺います。そして、最終的に合意形成が図られたのか、併せて教育長に伺います。

○議長（山崎直史） 教育長。

◎教育長（小田嶋満） 県教育委員会からの助言についての御質問でございますが、県教育委員会

からは、平成30年3月19日付で本児の就学に係る情報を保護者が確実に理解できるよう説明すること、就学を希望する小学校での教育相談を実施すること、保護者から主治医等の意見書の提出を求めること、県教育委員会を介して話合いの場を設けることについて、4項目の助言がございました。本市といたしましては、3月22日に、保護者に対し、就学を希望する小学校の校長との教育相談を実施したほか、翌23日には、県教育委員会同席の下、話合いを実施し、就学先の判断理由等について改めて説明等を行うとともに、県教育委員会から保護者に対して主治医等の意見書を市に提出するよう伝え、合意形成に努めましたが、最終的に保護者との合意には至らなかったところでございます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） ただいま答弁いただきましたが、合意形成に至らなかったということであります。県の助言により開催された3月23日の話合いでも合意形成に至らなかったが、26日には、本市教育委員会から県教育委員会へ合意形成に至らなかったことを報告した上で、地域の学校ではなく特別支援学校への就学、そういうものが決定されたわけでありまして、23日の会合で合意形成ができなかったことを受けて、残念ながら本市教育委員会は、24日から26日いっぱいまで、最後までぎりぎり保護者と合意形成を図る努力をした、そういう様子が一切ないわけでありまして。そして、保護者が医師の診断書を29日に提出する――これは医師の診断書でありますから、今日お願いして、明日できるとはいかないわけですが、どうしたって一定の日程が要るわけでありましてけれども、それを29日には提出できますよと発言しているのに、この重要な医師の知見を確認する必要のために、26日の就学決定の延期を県の教育委員会に要請した様子というものもございません。ちなみに、後に提出された専門医、医師の診断書には、状態は安定しており、



1年以上入院歴もない、母親付添いの下、幼稚園登園も問題なく行えており、支援学級への登校も付添いの下で行うことは可能であると書かれているんです。結果として、児童の就学については、23日の話し合いを形式的に持っただけで、保護者の意向を十分に尊重することなく、さらに、保護者が将来的には特別支援学校に就学するという事も肯定している、そのような重要な意向も酌まずに、さらに県からの助言にもある、今申し上げた医師の診断、医師の判断、そういうものを待つこともなく、保護者との合意形成のないままに見切り発車を行ったとしか見えないわけです。その折の保護者の絶望感と教育委員会への不信の念を強めたことは、これは想像に余りある状態だと理解します。

世田谷区の教育委員会に、就学に向けての対応について、その仕組み、制度を照会いたしました。まず、そもそも就学する児童の障害の有無にかかわらず、有無にかかわらずですよ、保護者が通常級——普通の学校へ就学を希望するならば、まず通常級に就学する手続を行うんだそうです。そして2つ目が、当該学校長が保護者と面談を行い、どのような支援が必要なのかをしっかりと聞き取りを行う。その聞き取りを行った上で、さらに、保護者、学校、教育委員会の3者で具体的にどのような支援が必要かの協議を行う。職員の加配であるとか、保護者の同伴の状況であるとか、また看護師の配置などがテーマだということであります。そして、基本は保護者との協力なしでは学校生活はあり得ないということを前提に、子どもも保護者も安心して通える支援体制づくりを行うという、これはもう誠に明確な回答でありました。ちなみに、保護者が特別支援学級や支援学校への就学を希望する場合には、就学相談から入る手続は本市と同じであります。照会をいたしまして、まさに目からうろこが落ちる思いでありました。とにかく保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を図るとの熱意と誠意を強く感じました。平成30年6月にもこの問題を一般質問で取り上げましたけれども、世田谷区の担当者と話をしている、本当に残念でありますけれども、当時の本市の教育長や特別支援の担当課長、総務部長らとの対応と比較して、保護者や子どもに向

き合う姿勢も情熱も相当にかけ離れているな、そういう心証を持たずにおられませんでした。そこで、文部科学省は2013年に学校教育法施行令を改正して、就学先を決める際に本人と保護者の意見を最大限尊重することと通知しているわけであります。今回の事例から、本市の合意形成の在り方に見直すべき課題はなかったのか、また、改善方法の検討はできないのか、教育長に伺います。

○議長（山崎直史） 教育長。

◎教育長（小田嶋満） 合意形成についての御質問でございますが、本市におきましては、これまでも支援を必要とする子どもの就学先については、本人、保護者と合意を図るべく、その意見を最大限尊重し、最終的に教育委員会が就学先を決定してまいりましたが、本児の就学先決定に際し、合意形成に至らず係争事案となってしまったことにつきましては、重く受け止めているところでございます。そのため、個々の子どもにとって、その時点で最も安全で、教育的ニーズに的確に応える指導を提供でき、充実した生活を送ることができる就学先の決定が行われるよう、改めて就学相談の流れを各担当者が確認し、早い段階からより丁寧に相談を行うよう指示してまいります。今後も引き続き、本人、保護者の意見を丁寧に聞き取るとともに、十分な情報提供や説明を行った上で、本人、保護者の意見を尊重しながら、学校と教育委員会と三者で合意形成が図られるように最大限努めてまいります。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 今御答弁いただきましたので、二度と光菅和希君のような不幸な児童を生み

出さないように、教育委員会には猛省を促しておきます。ただ、川崎市の場合は、かつては障害児教育のまさにトップランナーとして、普通の学校、地域の学校全部に支援級を用意したわけです。これは当時としては大変素晴らしいことだったんですが、逆に全ての学校に支援級を置いたことによって、この間の、いい意味では教育委員会の知見の積み重ね、そういうものがあるんだと思うんですが、しかし、教育委員会が積み上げてきたと称するその知見が、残念ながら保護者の様々なニーズや要望と突き合わせるときに、保護者の目線に立っていないんじゃないかという心配があるわけです。だから、先ほど山田議員の医療的ケアの答弁にもありましたけれども、その子どもに合った適切な教育をどういうふうに受けられるかということ、これを真剣に御議論いただいていると私は信じたいけれども、ただ、そこはやはり親の意向と限りなくしっかりと突き合わせていただくという熱意と誠意がなければ、残念ながらこのような案件が出てくるような気がします。むしろ、川崎市は障害児教育のトップランナーとしてかつて走ってきたんだという、その自負を、もう一度しっかりと丁寧に反省していただいて、今の時期に見合った、特に医療的ケアの子どもとかを含めて、障害児の受入れというものは保護者の大きな要望になっていますから、もう一度そこは率直に、謙虚に、教育委員会としても考え直していただきたいなと思います。これにつきましては、引き続き経緯をしっかりと見ていきたいと思っております。

次に、川崎北部市場の課題について伺いたいと思います。場内の不法投棄がまた増えているんです。ディスプレイ、お願いします。これは開設者の貼り紙でありますけれども、このような状態です。非常に増えているわけであります。ちなみに管理課分、これはほとんどは不法投棄の処理分ではありますが、管理課分の過去5年間の収集量の推移と、本年度は月ごとの直近までの収集量、それぞれに要した処理経費を伺います。また、この増加原因について伺います。次に、不法投棄をなくす取組についての対応を伺います。青果用のパレットの投棄の課題と併せて対応を伺います。

○議長（山崎直史） 経済労働局長。

◎経済労働局長（中川耕二） 不法投棄についての御質問でございますが、初めに、北部市場管理課で処理した過去5年間の一般廃棄物の処理量と処理経費の推移でございますが、概数で、平成27年度が63トンで123万円、平成28年度が59トンで121万円、平成29年度が74トンで176万円、平成30年度が68トンで168万円、令和元年度が109トンで298万円、令和2年度の4月は9トンで25万円、5月は11トンで33万円となっており、昨年度から増加しております。一般廃棄物の増加原因といたしましては、不法投棄の増加が主な原因と考えております。こうした状況に対応するため、本年5月に監視カメラを2台増設し、監視の強化に努めてきたところでございますが、さらなる警備員による巡回の強化、屋内外清掃業者との連携を密にすることで、不法投棄防止に努めてまいりたいと存じます。また、運搬用パレットにつきましては、青果部門におきまして、パレットが整理されていない状態で場内に積み置きされている状況がございますので、青果部門と協議を行い、改善に向けた取組を共に行ってまいります。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 駐車場の利用についても、買い出し人用の駐車場や管理棟前の駐車場の不適正と思われる使用の実態というものが、また顕著になってまいりました。これは土曜日の夕方なんですよ。これは買い出し人用の駐車場なんです。市場が全然開いていない時間に買い出し人、例えば魚屋さんや

八百屋さんが買い物に来るわけがないので、その時間にこういうような状態です。これもそうですね。これは  
買い出し人用の駐車場で、簡単に言えば来客、お客さん用の駐車場という意味であります。それから、こ  
れが管理棟の前、管理棟の前もこういう形で車が止まっている。土曜日の夕方に開設者に来客があると  
はとても思えないわけでありまして。開設者の課題の認識と改善の在り方について、経済労働局長に伺い  
ます。

○議長（山崎直史） 経済労働局長。

◎経済労働局長（中川耕二） 駐車場についての御質問でございますが、市場内の買い出し人駐車  
場及び管理棟前駐車場におきましては、買い出し人以外の車が駐車されていることが散見されており、  
開設者としても駐車場の適正利用に関わる課題であると認識しております。こうしたことから、これまでも警  
備員の巡視による不適切な駐車に指導を行ってきたところでございますが、今後は、改めて不適切な駐  
車の実態把握及び通行証登録状況の確認を行うなど、さらなる取組の強化を行うとともに、市場内事  
業者の皆様と協力しながら、駐車場利用の適正化を進めてまいりたいと考えております。以上でございま  
す。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 開設者がちょっと油断して甘い顔をする、すぐに不法行為が増加するというの  
が北部市場の体質なんです。だから、開設者として、ぜひ毅然とした対応を強く求めておきたいと思いま

す。

それでちょっと時間がなくなってまいりましたので、1つ目の問題は環境局の部分だけお答えいただければと思います。普通ごみ等収集委託事業について、入札の結果について何件か伺います。さきの議会質疑で、作業車1台分のコスト比較で、直営が月280万円、委託が月230万円との答弁がありました。うち、それぞれの人件費はどの程度見込まれているのか伺います。次に、今回の落札価格で作業車1台分の月のコストと人件費の見込みをそれぞれ伺っておきます。

○議長（山崎直史） 環境局長。

◎環境局長（斉藤浩二） 普通ごみ収集運搬業務委託の入札結果についての御質問でございますが、初めに、直営におけるごみ収集車1台分のコストは月額約280万円と算定されており、そのうち人件費は約255万円となっております。委託における人件費等の内訳につきましては、継続的に実施する業務であるため、開示請求があった場合でも、川崎市情報公開条例第8条第4号に該当し、不開示となるものでございます。次に、落札価格における月額費用につきましては、仮に落札金額を4年間の業務期間と必要車両数から単純に試算いたしますと、1台当たり約190万円となりますが、その内訳につきましては、落札価格は総額提示であり、試算することは難しいものでございます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 普通ごみ等収集委託事業の入札には、主に人件費の下支えの意味合いから

最低制限価格の導入をさきの予算議会で求め、これは採用していただくことができたわけであり、しかし、2件の落札業者の落札額から計算すると、1台当たりの月コストは185万円と197万円です。直営の価格と1台当たり約90万円近く差があるわけです。委託契約料金が応分の人件費に充当されるのか、これはやっぱり大きな懸念があります。普通ごみ等収集委託事業という市民生活に直結する重要な委託事業でありますから、環境局も十分に委託業者の動向に目を光らせるように要望しておきます。普通ごみ収集委託事業の選定において、緑ナンバーを将来に向けての入札参加事業者の指名要件にできないかと提案を行ったところ、早急に検討し結論を出すとの答弁でした。進捗の状況について伺います。

○議長（山崎直史） 環境局長。

◎環境局長（斉藤浩二） 入札条件等に関する御質問でございますが、普通ごみ収集運搬業務につきましては、来年度の委託実施に当たり、受託業者による作業車両の準備や人員確保に要する期間を考慮し、本年5月に入札を執行したものであり、あわせて、初めて最低制限価格を導入したところでございます。将来に向けた指名方法につきましては、これまでの入札参加の仕組みに加え、安全作業や労働環境をはじめ、受託業務の実施状況など、様々な視点を踏まえた評価方法の検討を進めているところであり、こうした新たな対応を進める上では、関係団体等との調整も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 一定の取組はなされているようですので、これからも推移を厳しく見てまいります。

以上で終わりますけれども、答弁調整していただいて答弁できなかった部分についてはおわび申し上げます。

次に回したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。